

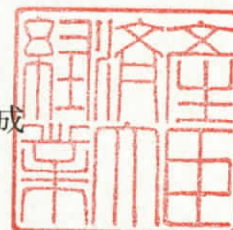
# 経済産業省

20170310特第6号

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）の一部を改正する要領を次のとおり制定する。

平成29年3月28日

経済産業大臣 世耕 弘成



中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）の一部を改正する要領

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（20160317特第7号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

この要領は、平成29年度予算から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）の一部を改正する実施要領新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）  
 ○中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（20160317特第7号）

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（交付の対象）            第4条 （略）            （1） （略）            （ア） （略）            （イ） 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）<u>（ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る。）</u>            （ウ）～（エ） （略）            （2）～（3） （略）            （4） 国及び補助事業者等が行う補助事業完了後<u>5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）</u>に協力する中小企業者等。  <u>（5）外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。</u>            2・3 （略）</p> <p>第5条～第10条 （略）</p> <p>（計画変更の承認等）            第11条 （略）            （1） （略）            （ア） （略）            （イ） <u>（削除）</u>補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合            （2） （略）</p>	<p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（交付の対象）            第4条 （略）            （1） （略）            （ア） （略）            （イ） 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）</p> <p>（ウ）～（エ） （略）            （2）～（3） （略）            （4） 国及び補助事業者等が行う補助事業完了後<u>の状況調査に対し、積極的に</u>協力する中小企業者等。            （5） （新設）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第5条～第10条 （略）</p> <p>（計画変更の承認等）            第11条 （略）            （1） （略）            （ア） （略）            （イ） <u>間接</u>補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合            （2） （略）</p>

(債権譲渡の禁止)

第12条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 補助事業者は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、間接補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、補助事業者が行う弁済の効力は、補助事業者が定める規定に基づき、補助事業者が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(査定状況の報告)

第21条 間接補助事業者は、間接補助事業により行った外国特許庁への出願について、補助事業者の承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとし、間接補助事業により行った全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5末日までに、様式第9により査定状況を補助事業者に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年度予算から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

別紙 暴力団排除に関する誓約事項 (略)

(債権譲渡の禁止)

第12条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 補助事業者は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、補助事業者が行う弁済の効力は、補助事業者が定める規定に基づき、補助事業者が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(査定結果の報告)

第21条 間接補助事業者は、間接補助事業により行った外国特許庁への出願について、補助事業者の承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとし、間接補助事業により行った全ての外国特許庁への出願について外国特許庁からの査定があった場合には、様式第9により速やかに査定結果を補助事業者に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年度予算から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

別紙 暴力団排除に関する誓約事項 (略)

様式第 1 - 1 (特許、実用新案、意匠及び商標 (冒認対策商標以外) の申請用)

年 月 日

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名 宛て

申請者 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び代表者の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業)  
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱 (中小企業等外国出願支援事業) (平成 年 月 日付け番号) 及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) (平成 年 月 日付け番号) の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別 (いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等
<input type="checkbox"/>	④商工会、商工会議所
<input type="checkbox"/>	⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
円	人	

【確認事項 (□にチェック)】

大企業は実質的に経営に参画していない (みなし大企業に該当しない)

大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している。

・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している。

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている。

様式第 1 - 1 (特許、実用新案、意匠及び商標 (冒認対策商標以外) の申請用)

年 月 日

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名 宛て

申請者 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び代表者の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業)  
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱 (中小企業等外国出願支援事業) (平成 年 月 日付け番号) 及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) (平成 年 月 日付け番号) の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

3. 申請者種別 (いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等
<input type="checkbox"/>	④商工会、商工会議所
<input type="checkbox"/>	⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
円	人	

(新設)

## 3. 間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位 :

円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
外国出願経費合計					
助成対象経費					
間接補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

## 4. 申請案件種別 (いずれかに○)

(外国出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

(参考：国内出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

## 5. 外国特許庁への出願の方法 (該当するものに○ (複数可))

<input type="checkbox"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

## 6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

<input type="checkbox"/>	日本国出願番号	<input type="checkbox"/>	出願日	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ	<input type="checkbox"/>	出願日	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	ハーグ協定に基づく国際登録番号	<input type="checkbox"/>	国際登録日	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	出願人	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	登録番号	<input type="checkbox"/>	登録日	<input type="checkbox"/>

## 3. 申請案件種別 (いずれかに○)

(外国出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

(参考：国内出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

## 4. 外国特許庁への出願の方法 (該当するものに○ (複数可))

<input type="checkbox"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

## 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

<input type="checkbox"/>	日本国出願番号	<input type="checkbox"/>	出願日	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ	<input type="checkbox"/>	出願日	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	ハーグ協定に基づく国際登録番号	<input type="checkbox"/>	国際登録日	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	出願人	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	登録番号	<input type="checkbox"/>	登録日	<input type="checkbox"/>

権利者	
発明・商標等の名称	
発明・商標等の内容	

- ※「4.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。
- ※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。
- ※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。
- ※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。
- ※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。
- ※「4.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「5.」の記入は不要です。
- ※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

## 6. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	
---	--	---	--

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

## 7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	
発明・商標等の内容	
出願人	
発明者等	
出願（予定）国	
出願スケジュール	

権利者	
発明・商標等の名称	
発明・商標等の内容	

- ※「5.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。
- ※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。
- ※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。
- ※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。
- ※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。
- ※「5.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「6.」の記入は不要です。
- ※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

## 7. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	
---	--	---	--

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

## 8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	
発明・商標等の内容	
出願人	
発明者等	
出願（予定）国	
出願スケジュール	

<u>審査請求スケジュール（審査請求制度があるもののみ）</u>	<input type="checkbox"/> 出願と同時（同日）（注1）に行う <input type="checkbox"/> 移行国の期限内に行う <input type="checkbox"/> 日本の審査を待ち、審査請求を行う <input type="checkbox"/> その他 （ ）
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	

※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。

※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。

- ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
- ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合
- ・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）

※国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合は、その旨を明記してください。

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

※「4.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

（注1）同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	
--	--

※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。

※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。

- ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
- ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合
- ・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）

※国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合は、その旨を明記してください。

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

※「5.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

（新設）

8. 間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位 :

円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
外国出願経費合計					
助成対象経費					
<u>持ち分に応じた対象経費</u>					
間接補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

9 ~ 15 (略)

(削除)

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

(有の場合のその内容)

補助事業者名 (自治体等)	
<u>対象となる案件の出願番号</u>	
<u>出願国</u>	
助成制度の内容	

9 ~ 15 (略)

16. 補助事業完了後の状況調査に対する積極的な協力の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

17. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

(有の場合のその内容)

補助事業者名 (自治体等)	
助成制度の内容	



17. 確認事項 (□にチェック)

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第 1 1 条に定める事項 (様式第 3 による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願 (出願の変更) は認められない点) について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第 2 1 条に定める事項 (放棄又は取下げ等を行わないこと) を確認した。
- 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならない場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第 4 条 (4) 及び第 2 1 条に定める事項 (補助事業完了後 5 年間の状況調査 (フォローアップ調査、ヒアリング等)、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力) について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第 4 条 (5) に定める事項 (審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること) について確認した。

18. 担当者及び連絡先

担当者 (職名及び氏名)	
電話番号	メールアドレス

(新設)

18. 担当者及び連絡先

担当者 (職名及び氏名)	
電話番号	メールアドレス

様式第 1 - 1 の別紙第 1 (選任代理人に依頼しない場合は不要)

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)への  
協力承諾書

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)間  
接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力す  
ることを承諾いたします。

記

協力事項

1. ~ 3. (略)

4. その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者宛ての実績報告に不備があった場合に  
は、私の責任において同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

確認事項(□にチェック)

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事  
業)第4条(1)に定める事項(本補助金に申請・採択された内容と異なる出  
願(出願の変更)は認められない点)について確認した。

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事  
業)第21条に定める事項(放棄又は取下げ等を行わないこと)を確認した。

出願費用の他に、出願後の中間応答費用等が発生する可能性がある旨を申請者に  
対し明確に説明した。

様式第 1 - 1 の別紙第 1 (選任代理人に依頼しない場合は不要)

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)への  
協力承諾書

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)間  
接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力す  
ることを承諾いたします。

記

協力事項

1. ~ 3. (略)

4. その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者宛ての実績報告に不備があった場合に  
は、私の責任において同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

(新設)

様式第 1 - 1 の別紙第 2

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

証明書

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）の交付決定を受けた案件（「〇〇〇（基礎出願又は外国出願の発明の名称、標章等案件を特定するものを記載）」）に関し、貴社（個人事業主の場合は貴殿）に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）について、下記の 1. 及び 2. を確認し証明します。

なお、貴社から支払いを受けた後に、下記 1. 及び 2. に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴社に返還いたします。

記

1・2 (略)

様式第 1 - 1 の別紙第 2

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

証明書

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）の交付決定を受けた案件（「〇〇〇（基礎出願又は外国出願の発明の名称、標章等案件を特定するものを記載）」）に関し、貴社（個人事業主の場合は貴殿）に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）について、下記の 1. 及び 2. を確認し証明します。

なお、貴社から支払いを受けた後に、下記 1. 及び 2. に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴社に返還いたします。

記

1・2 (略)

## 様式第1-1の添付書類

	添 付 書 類
法人	1. 登記簿謄本の写し <u>(発行日から3ヶ月以内)</u> 2～10 (略)
個人事業者	1. 住民票 <u>(マイナンバーの記載がないもの)</u> の写し <u>(発行日から6ヶ月以内)</u> 2～10 (略)
事業協同組合等	(略)
商工会・商工会議所	1. 登記簿謄本の写し <u>(発行日から3ヶ月以内)</u> 2～9 (略)
NPO法人	1. 登記簿謄本の写し <u>(発行日から3ヶ月以内)</u> 2～9 (略)

(注1)～(注4) (略)

様式第1-1の別添 (略)

	添 付 書 類
法人	1. 登記簿謄本の写し 2～10 (略)
個人事業者	1. 住民票の写し 2～10 (略)
事業協同組合等	(略)
商工会・商工会議所	1. 登記簿謄本の写し 2～9 (略)
NPO法人	1. 登記簿謄本の写し 2～9 (略)

(注1)～(注4) (略)

様式第1-1の別添 (略)

様式第1-2 (冒認対策商標申請用)

年 月 日

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名 宛て

申請者 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び代表者の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業)  
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱(中小企業等外国出願支援事業)(平成 年 月 日付け番号)及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)(平成 年 月 日付け番号)の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

2. 申請者種別(いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等
<input type="checkbox"/>	④商工会、商工会議所
<input type="checkbox"/>	⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
円	人	

【確認事項(□にチェック)】

大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)

※大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。

・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

様式第1-2 (冒認対策商標申請用)

年 月 日

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名 宛て

申請者 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び代表者の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業)  
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱(中小企業等外国出願支援事業)(平成 年 月 日付け番号)及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)(平成 年 月 日付け番号)の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

4. 申請者種別(いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等
<input type="checkbox"/>	④商工会、商工会議所
<input type="checkbox"/>	⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
円	人	

(新設)

## 3. 申請案件種別

冒認対策商標

## 4. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

<input type="checkbox"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	②マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

## 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号		出願日	
出願人			
登録番号		登録日	
権利者			
商標登録を受けようとする商標			
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務			

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

## 3. 間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位：)

円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
外国出願経費合計					
助成対象経費					
間接補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

## 4. 申請案件種別

冒認対策商標

## 5. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

<input type="checkbox"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	②マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

## 6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号		出願日	
出願人			
登録番号		登録日	
権利者			
商標登録を受けようとする商標			
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務			

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

## 6. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	
---	--	---	--

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

## 7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

商標登録を受けようとする商標	
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	
出願人	
出願(予定)国	
出願スケジュール	
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加える場合、変更の内容と必要性を記入	

※「出願人」の欄は全ての出願人を明記してください。

※外国特許庁への直接出願で、日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願するなど国内出願又は権利の内容に変更を加える場合には、変更の内容と必要性を明記してください。

## 7. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	
---	--	---	--

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

## 8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

商標登録を受けようとする商標	
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	
出願人	
出願(予定)国	
出願スケジュール	
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加える場合、変更の内容と必要性を記入	

※「出願人」の欄は全ての出願人を明記してください。

※外国特許庁への直接出願で、日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願するなど国内出願又は権利の内容に変更を加える場合には、変更の内容と必要性を明記してください。

8. 間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位 :

円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
外国出願経費合計					
助成対象経費					
<u>持ち分に応じた対象経費</u>					
間接補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

9 ~ 15 (略)

(削除)

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

(有の場合のその内容)

補助事業者名 (自治体等)	
<u>対象となる案件の出願番号</u>	
<u>出願国</u>	
助成制度の内容	

9 ~ 15 (略)

16. 補助事業完了後の状況調査に対する積極的な協力の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

17. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

(有の場合のその内容)

補助事業者名 (自治体等)	
助成制度の内容	



17. 確認事項 (□にチェック)

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第11に定める事項 (様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願 (出願の変更) は認められない点) について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第21条に定める事項 (放棄又は取下げ等を行わないこと) を確認した。
- 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならないとなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第4条(4)及び第21条に定める事項 (補助事業完了後5年間の状況調査 (フォローアップ調査、ヒアリング等)、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力) について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第4条(5)に定める事項 (審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること) について確認した。

18. 担当者及び連絡先

担当者 (職名及び氏名)			
電話番号		メールアドレス	

(新設)

18. 担当者及び連絡先

担当者 (職名及び氏名)			
電話番号		メールアドレス	

様式第 1 - 2 の別紙第 1 (選任代理人に依頼しない場合は不要)

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)への  
協力承諾書

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)間  
接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力す  
ることを承諾いたします。

記

協力事項

1 ~ 3 (略)

4. その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者宛ての実績報告に不備があった場合に  
は、私の責任において同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

確認事項(□にチェック)

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事  
業)第4条(1)に定める事項(本補助金に申請・採択された内容と異なる出  
願(出願の変更)は認められない点)について確認した。

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事  
業)第21条に定める事項(放棄又は取下げ等を行わないこと)を確認した。

出願費用の他に、出願後の中間応答費用等が発生する可能性がある旨を申請者  
に対し明確に説明した。

様式第 1 - 2 の別紙第 1 (選任代理人に依頼しない場合は不要)

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)への  
協力承諾書

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)間  
接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力す  
ることを承諾いたします。

記

協力事項

1 ~ 3 (略)

4. その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者宛ての実績報告に不備があった場合に  
は、私の責任において同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

(新設)

様式第 1 - 2 の別紙第 2

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

証明書

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）の交付決定を受けた案件（「〇〇〇（基礎出願又は外国出願の標章等案件を特定するものを記載）」）に関し、貴社（個人事業主の場合は貴殿）に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）について、下記の 1. 及び 2. を確認し証明します。

なお、貴社から支払いを受けた後に、下記 1. 及び 2. に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴社に返還いたします。

記

1・2 (略)

様式第 1 - 2 の別紙第 2

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

証明書

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）の交付決定を受けた案件（「〇〇〇（基礎出願又は外国出願の標章等案件を特定するものを記載）」）に関し、貴社（個人事業主の場合は貴殿）に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）について、下記の 1. 及び 2. を確認し証明します。

なお、貴社から支払いを受けた後に、下記 1. 及び 2. に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴社に返還いたします。

記

1・2 (略)

## 様式第1-2の添付書類

	添 付 書 類
法人	1. 登記簿謄本の写し <u>(発行日から3ヶ月以内)</u> 2～10 (略)
個人事業者	1. 住民票 <u>(マイナンバーの記載がないもの)</u> の写し <u>(発行日から6ヶ月以内)</u> 2～10 (略)
事業協同組合等	(略)
商工会・商工会議所	1. 登記簿謄本の写し <u>(発行日から3ヶ月以内)</u> 2～9 (略)
NPO法人	1. 登記簿謄本の写し <u>(発行日から3ヶ月以内)</u> 2～9 (略)

(注1)～(注4) (略)

様式第1-1の別添 (略)

	添 付 書 類
法人	1. 登記簿謄本の写し 2～10 (略)
個人事業者	1. 住民票の写し 2～10 (略)
事業協同組合等	(略)
商工会・商工会議所	1. 登記簿謄本の写し 2～9 (略)
NPO法人	1. 登記簿謄本の写し 2～9 (略)

(注1)～(注4) (略)

様式第1-1の別添 (略)

様式第 2

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業)  
間接補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請のありました平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 間接補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)間接補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。

2. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願番号:

3. 外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額は、次のとおりとします。

外国出願経費	円
助成対象経費	円
間接補助金の額	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

4. 間接補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とします。ただし、間接補助金の額は、中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第5条に定める上限額の範囲内となります。

5. 間接補助事業者は、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱(中小企業等外国出願支援事業)(平成 年 月 日付け番号)及び中小企

様式第 2

年 月 日

法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業)  
間接補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請のありました平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 間接補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)間接補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。

(新設)

2. 外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額は、次のとおりとします。

外国出願経費	円
助成対象経費	円
間接補助金の額	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 間接補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とします。ただし、間接補助金の額は、中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第5条に定める上限額の範囲内となります。

4. 間接補助事業者は、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱(中小企業等外国出願支援事業)(平成 年 月 日付け番号)及び中小企

業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（平成 年 月 日付け番号。以下「実施要領」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間間接補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 間接補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、実施要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 海外付加価値税（VAT）等の返還可能性のある費用については、将来当該費用が返還された場合には、当該費用の返還額の2分の1を補助事業者に戻還しなければなりません。

8. 間接補助事業者から補助事業者への必要書類の提出については、外国特許庁への出願業務を国内弁理士等に依頼する場合には、交付申請書別紙の協力承諾書記載の協力事項につき国内弁理士等の協力を得なければならず、また、自ら現地代理人に直接依頼する場合等においては、交付申請書別紙様式の協力承諾書記載の協力事項を自ら行わなければなりません。

9. 国及び補助事業者等が行う補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力しなければなりません。

10. 実施要領第8条から第16条、第18条、第19条、第21条及び第23条に掲げる条件を遵守しなければなりません。

11. 間接補助事業者は、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について公表されること、さらに経済産業省の判断により交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があることをご了承ください。

様式第3～5 （略）

業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（平成 年 月 日付け番号。以下「実施要領」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間間接補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

5. 間接補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、実施要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

6. 海外付加価値税（VAT）等の返還可能性のある費用については、将来当該費用が返還された場合には、当該費用の返還額の2分の1を補助事業者に戻還しなければなりません。

7. 間接補助事業者から補助事業者への必要書類の提出については、外国特許庁への出願業務を国内弁理士等に依頼する場合には、交付申請書別紙の協力承諾書記載の協力事項につき国内弁理士等の協力を得なければならず、また、自ら現地代理人に直接依頼する場合等においては、交付申請書別紙様式の協力承諾書記載の協力事項を自ら行わなければなりません。

8. 国及び補助事業者等が行う補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力しなければなりません。

9. 実施要領第8条から第16条、第18条、第19条、第21条及び第23条に掲げる条件を遵守しなければなりません。

10. 間接補助事業者は、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について公表されること、さらに経済産業省の判断により交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があることをご了承ください。

様式第3～5 （略）

様式第 6

年 月 日

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び代表者の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業) 間接補助金  
実績報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)  
第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. (略)

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位:円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
間接補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 経費の内訳 (単位:円)

国名/合計	外国特許庁 への出願手 数料	現地代理 人費用	国内代理 人費用	翻訳費用	国別計 /合計
実績額					
実績額					
外国出願 経費合計	実績額				
助成対象 経費	実績額				

様式第 6

年 月 日

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び代表者の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業) 間接補助金  
実績報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)  
第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. (略)

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位:円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
間接補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 経費の内訳 (単位:円)

国名/合計	外国特許庁 への出願手 数料	現地代理 人費用	国内代理 人費用	翻訳費用	国別計 /合計
実績額					
実績額					
外国出願 経費合計	実績額				
助成対象 経費	実績額				
交付決定額					

(別紙)

持ち分に 応じた対 象経費	実績額		
間接補助 金額	交付決定額		
	実績後		

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。

※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。

(ロ) 支出相手方及び支出年月日

	支出相手方 (弁理士等名)	支出年月日
国内		
現地		

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

3～4 (略)

様式第7・8 (略)

間接補助 金額	実績後		
------------	-----	--	--

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。

※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。

(ロ) 支出相手方及び支出年月日

	支出相手方 (弁理士等名)	支出年月日
国内		
現地		

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

3～4 (略)

様式第7・8 (略)



様式第9

年 月 日

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び代表者の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業) 間接補助金  
外国特許庁への出願の 査定状況 報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業)  
第21条の規定に基づき、外国特許庁への出願の 査定状況 について下記のとおり報告  
します。

記

1. 外国特許庁への出願内容等

出願の種別		<u>採択年度</u>	
発明の名称等			
出願人			
外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日	

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

※「発明の名称等」の欄は、実用新案登録出願の場合は「考案の名称」を、意匠登録出願の場合は「意匠に係る物品」を、商標登録出願の場合は「商標登録を受けようとする商標」を指すものとする。

2. 外国特許庁の査定結果等

外国特許庁への出願国名	<u>査定状況</u> ( <u>特許査定・拒絶査定・審査中(応答含む)・審判中・審査未請求等</u> )	特許番号又は拒絶理由等
外国における事業展開等の進捗状況		

様式第9

年 月 日

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所  
名称 自然人にあつては氏名  
及び代表者の氏名 印

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業等外国出願支援事業) 間接補助金  
外国特許庁への出願の 査定結果 報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業)  
第21条の規定に基づき、外国特許庁への出願の 査定結果 について下記のとおり報告  
します。

記

1. 外国特許庁への出願内容等

出願の種別			
発明の名称等			
出願人			
外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日	

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

※「発明の名称等」の欄は、実用新案登録出願の場合は「考案の名称」を、意匠登録出願の場合は「意匠に係る物品」を、商標登録出願の場合は「商標登録を受けようとする商標」を指すものとする。

2. 外国特許庁の査定結果等

外国特許庁への出願国名	<u>査定結果</u>	特許番号又は拒絶理由等
	<u>特許査定・拒絶査定</u>	
	<u>特許査定・拒絶査定</u>	
	<u>特許査定・拒絶査定</u>	
外国における事業展開等の進捗状況		

※実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願の場合は、「査定結果」の欄における「特許査定」は「登録査定」を、「特許番号（特許査定）」の欄は「登録番号（登録査定）」を指すものとする。

※実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願の場合は、「査定結果」の欄における「特許査定」は「登録査定」を、「特許番号（特許査定）」の欄は「登録番号（登録査定）」を指すものとする。

(別紙)